

## 競争参加者の資格に関する公示

平成 22・23・24 年度において日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

また、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に申請書を提出すれば、その資格は、別記 1 に掲げる当事業団の全調達機関において有効な統一資格となるものです。ただし、国の全省庁統一資格を有する者は、本公示に基づく資格審査を改めて行う必要はありません。

なお、当事業団は、国の競争参加資格申請の受付機関に指定されていませんので、当事業団の資格審査決定を受けても国の競争参加資格を取得したことにはなりません。

平成 22 年 3 月 1 日

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 河田 悌一

◎調達機関番号 404 ◎所在地番号 13

### 1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりとする。

#### (1) 物品の製造

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他

#### (2) 物品の販売

物品の製造に同じ。

#### (3) 役務の提供等

広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、電子出版、その他

#### (4) 物品の買受け

立木竹、その他

### 2 資格審査の受付期間

平成 22・23・24 年度の資格審査の受付は、平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 3 月 25 日までの間とする。（この期間を定期審査期間とする。）なお、上記期間後も随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

### 3 競争参加資格の申請

#### (1) 申請書の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、別表に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。

なお、郵送での送付を希望する場合は別表（2）の申請場所に請求すること。

#### (2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から 3 ヶ月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く 9 時 00 分から 17 時 45 分（執務時間内に限る。）とする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便）等も可。

(ア) 登記事項証明書（法人の場合）

(イ) 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

(ウ) 営業経歴書

(エ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書

A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B 法人税（法人の場合）

C 所得税（個人の場合）

### 4 申請書等の作成に用いる言語

(1) 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨に換算し、記載すること。

### 5 有資格者とししない者

次の(1)又は(2)に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、有資格者とししない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 競争参加資格審査申請書及び競争参加資格の審査に必要な書類に故意に虚偽の事項を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

#### 6 有資格者としなないことがある者

次の(1)から(7)までの一つに該当する者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)で、その事実があった後2年間を経過していない者は、有資格者としなないことがある。

(1) 契約の履行に当り故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(6) 事業団に提出した書類に虚偽の記載をした者(本公示5の(2)の場合を除く。)

(7) その他事業団に著しい損害を与えた者

#### 7 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記2の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記3の区分に基づいて格付けする。

#### 8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知(申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等)する。

#### 9 資格の有効期間

##### (1) 定期審査による資格

平成22年3月25日までに受け付けた競争参加資格の有効期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。

##### (2) 随時審査による資格

平成22年3月26日以降に受け付けた競争参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとする。

#### 10 競争参加資格を有する者の資格審査に関する照会先

別表に掲げる申請場所

#### 11 その他

当事業団の競争参加資格を有する者の資格に変更等が生じた場合は以下の申請を行うこと。

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」にそれぞれに示す書類各1部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、速やかに提出すること。（変更届の入手方法及び提出方法については、本公示「3 競争参加資格の申請」に示すものと同様とする。）

また、その他について変更する場合には、本公示2の申請を改めて行うこと。

ア「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

（ア）資格審査結果通知書（写）

（イ）登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

イ「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

（ア）資格審査結果通知書（写）

ウ「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書（写）

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

（ア）資格審査結果通知書（写）

（イ）直近の財務諸表

（ウ）申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したもの

(2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者（有資格者）の手続

有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部（鮮明であれば写しでも可）を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか一か所に速やかに提出すること。

ア更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

ウ上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、事業団が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 合併・分社・廃業の場合の手続

有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか一か所に速やかに届け出ること。

(4) 資格審査結果通知書の再発行について

紛失による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか一か所に提出すること。

**別記 1 資格が有効となる事業団の調達機関**

事業団私学振興事業本部、事業団共済事業本部、事業団東京臨海病院、事業団宿泊施設（北海道会館、宮城会館、湯島会館、愛知会館、大阪会館、広島会館、九州会館及び各宿泊所・保養所）

**別記 2 付与数値**

[掲載順序 項目 段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の2区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）]

(1) 年間平均（生産・販売）高

200 億円以上		: 60、65
100 億円以上	200 億円未満	: 55、60
50 億円以上	100 億円未満	: 50、55
25 億円以上	50 億円未満	: 45、50
10 億円以上	25 億円未満	: 40、45
5 億円以上	10 億円未満	: 35、40
2.5 億円以上	5 億円未満	: 30、35
1 億円以上	2.5 億円未満	: 25、30
5,000 万円以上	1 億円未満	: 20、25
2,500 万円以上	5,000 万円未満	: 15、20
2,500 万円未満		: 10、15

(2) 自己資本額の合計

10 億円以上		: 10、15
1 億円以上	10 億円未満	: 8、12
1,000 万円以上	1 億円未満	: 6、9
100 万円以上	1,000 万円未満	: 4、6
100 万円未満		: 2、3

(3) 流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

140%以上	: 10
--------	------

- |        |        |     |
|--------|--------|-----|
| 120%以上 | 140%未満 | : 8 |
| 100%以上 | 120%未満 | : 6 |
| 100%未満 |        | : 4 |
- (4) 営業年数
- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 20年以上 |       | : 5、10 |
| 10年以上 | 20年未満 | : 4、8  |
| 10年未満 |       | : 3、6  |
- (5) 機械設備等の額（物品の製造のみ）
- |           |           |      |
|-----------|-----------|------|
| 10億円以上    |           | : 15 |
| 1億円以上     | 10億円未満    | : 12 |
| 5,000万円以上 | 1億円未満     | : 9  |
| 1,000万円以上 | 5,000万円未満 | : 6  |
| 1,000万円未満 |           | : 3  |
- (6) 合計（最高点） 100

### 別記3 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

[掲載順序 契約の種類 ①数値：等級 ②予定価格の範囲]

(1) 物品の製造

- |             |     |
|-------------|-----|
| ① 90点以上     | : A |
| 80点以上 90点未満 | : B |
| 55点以上 80点未満 | : C |
| 55点未満       | : D |

② Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満

(2) 物品の販売、役務の提供等

- |             |     |
|-------------|-----|
| ① 90点以上     | : A |
| 80点以上 90点未満 | : B |
| 55点以上 80点未満 | : C |
| 55点未満       | : D |

② Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満

(3) 物品の買受け

- |             |     |
|-------------|-----|
| ① 70点以上     | : A |
| 50点以上 70点未満 | : B |
| 50点未満       | : C |

② Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

なお、実際の調達に際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

## 別表

[掲載順序 施設名 郵便番号 所在地 部署名 電話番号]

(1) 私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見 1-10-12 財務部経理第一課 電話 03-3230-1321

(2) 共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島 1-7-5 財務部契約課 電話 03-3813-5321

(3) 東京臨海病院

〒134-0086 江戸川区臨海町 1-4-2 事務部用度課 電話 03-5605-8811

(4) 北海道会館

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 管理部庶務課 電話 011-261-5311

(5) 宮城会館

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-1-5 管理部庶務課 電話 022-299-6211

(6) 湯島会館

〒113-0034 文京区湯島 1-7-5 管理部庶務課 電話 03-3813-6211

(7) 愛知会館

〒460-0003 名古屋市中区錦 3-11-13 管理部庶務課 電話 052-957-1022

(8) 京都会館

〒602-0912 京都市上京区烏丸通以下長者町上ル龍前町 605 管理部庶務課  
電話 075-411-0111

(9) 大阪会館

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 1-3-35 管理部庶務課 電話 06-6396-6211

(10) 広島会館

〒732-0052 広島市東区光町 1-15 管理部庶務課 電話 082-262-1122

(11) 九州会館

〒810-0001 福岡市中央区天神 4-8-15 管理部庶務課 電話 092-713-1112